

答申第 4 0 号 ( 諮問第 4 1 号 )

群馬県農業会議常任会議員会議議事録 ( 平成 1 3 年 9 月分 ) の不存在決定に対する異議申立ての件に係る答申書

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 2 諮問事案の概要

### (1) 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年1月23日、「平成13年9月17日に開催された群馬県知事の諮問機関である農業会議の会議録一式（回議用紙、起案用紙など当該会議に係る一切の書類）。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### (2) 実施機関の決定

実施機関は、平成14年2月6日、本件請求に係る公文書を「群馬県農業会議常任議員会議議事録（平成13年9月分）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書について不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書の不存在理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

・群馬県農業会議の書類であり、取得していない。

### (3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成14年4月1日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

### (4) 諮問

実施機関は条例第26条第1項の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成14年4月17日、本件処分の取り消しに係る異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しと、文書の開示を求める。

### (2) 条例における不存在の解釈について

実施機関は、本件公文書を「群馬県農業会議の書類であり、取得していない」として本件公文書が存在するにもかかわらず、不存在を理由に、本件公文書の収集と公開について不作為を行った。これは明らかに条例の趣旨である「県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報を公開すると共に説明する責務」と、「県民が求めている情報の収集と分かりやすい情報の創造」を放棄したものである。よって、本件公文書は公にすることが必要である。

### (3) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

本件公文書は、群馬県農業会議常任議員会議議事録（平成13年9月分）である。群馬県農業会議とは、農業委員会等に関する法律第36条に定められた法人で、知事が農地転用の許可をしようとするときは、あらかじめこの農業会議の意見を聞かなければならないと農地法で定められている。群馬県農業会議常任議員の構成

員には学識経験者として元県農政部長がおり、このことから群馬県農業会議が実質的には知事の管理下に置かれているに等しいことがわかる。

実施機関は、農業会議は別法人であり実施機関には含まれないと主張するが、知事が農地転用の許可をしようとする場合には、農業会議の意見を聞かなければならないとする法の観点からも、農業会議でどのような議論がなされたか、その議論の過程を申立人らに開示しなければならないはずである。また、農業委員会等に関する法律第53条で、「知事は、必要があると認めるときは、県農業会議からその業務または会計の状況に関し、報告を徴し、検査を行いその他監督上必要な命令をすることができる」とあるため、実施機関は速やかに群馬県農業会議から当該公文書を取得し、それを開示すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している不存在の理由を要約すると、次のとおりである。

##### (1) 条例における不存在の解釈について

条例は、その前文で「県政は、県民自らの意思と責任で担うこと」、「そのためには、県は情報の公開と説明責任を果たし、県民の必要な情報を収集し、創造すること」とその制定理念を記し、第1条において「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的とする」としている。そして、第11条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と定めている。

条例は、第2条第1項において「実施機関」として知事、議会等を定義し、同条第4項において「公文書」を実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと定義している。したがって、実施機関が公文書を保有しているかどうか、不存在か否かを決するものである。

##### (2) 開示請求に係る本件公文書の記載事項について

本件公文書は、群馬県農業会議の書類であり、実施機関はその本書及び写しを取得していないため、記載事項については知り得ないものである。

##### (3) 公文書を開示しない理由

本件公文書は、群馬県農業会議常任議員会議議事録（平成13年9月分）であり、群馬県農業会議とは、農業委員会等に関する法律において定められた法人である。

条例は「公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的」としているが、ここでいう「公文書」とは実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有して

いるものと定められている。また、実施機関とは、「知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び企業管理者」を指すものである。したがって、群馬県農業会議は実施機関には該当せず、実施機関である知事も群馬県農業会議からその本書及び写しを取得していないことから、条例第18条第2項に基づき公文書不存決定を行ったものである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### (1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

なお、本件事案は不存が争われているものであるため、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が不存である合理的な理由が存在するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

### (2) 条例第2条第1項の該当性について

まず、群馬県農業会議が、条例第2条第1項に規定する実施機関に該当するかどうかについて検討する。

審査会で審査したところ、群馬県農業会議とは、農業委員会等に関する法律第36条において定められた法人であり、条例第2条第1項に定められた実施機関である「知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び企業管理者」の何れにも該当しないことが認められる。

### (3) 条例第2条第4項の該当性について

まず、本件公文書が、条例第2条第4項に規定する実施機関の職員が職務上作成した文書、図画及び電磁的記録に該当するかどうかについて検討する。

本件公文書は、群馬県農業会議常任議員会議議事録（平成13年9月分）である。この、常任議員の会議とは、農地法その他の法令により農業会議が所掌する事項を処理するため、農業会議に置かれたものであり、常任議員の会議で議決された事項が農業会議での決定となるものである。農地法では、農地転用の許可をしようとするときは、あらかじめ農業会議の意見を聴かななければならないとされており、本件公文書は、知事が農業会議に対し農地転用の許可について諮問した会議の議事録で、農業会議が主催した会議において農業会議が作成したものである。した

がって、農業会議は条例に定める実施機関に該当しないため、実施機関の職員が職務上作成した文書、図画及び電磁的記録には該当しない。

次に、本件公文書が実施機関の職員が職務上取得した文書、図画及び電磁的記録に該当するかどうかについて検討する。これについては、実施機関が職務上取得すべき文書であるかどうか問題になるが、諮問した会議の結果は農業会議の答申に示されるところであり、実施機関が本件公文書を農業会議から取得していないという説明に特段不合理な点は認められない。

以上のことから、本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録に該当しないため、当然、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものにも該当せず、条例に規定する公文書であるとは認められない。

なお、申立人は実施機関は農業会議に対し監督権を有していることから、本件公文書を取得し開示する義務があると主張する。しかしながら、条例は実施機関が保有している文書を公開の対象とするものであり、実施機関が現に保有していない文書を開示請求に応ずるために取得する義務まで課しているものではない。

## 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成14年 4月17日	諮問
平成14年 5月22日	実施機関からの理由説明書を受領
平成14年 6月 7日	異議申立人から意見書を受領
平成14年 7月31日 (第79回審査会)	審議(本件事案の概要説明) (異議申立人の口頭意見陳述) (実施機関の口頭意見陳述)
平成14年 8月29日 (第80回審査会)	審議(実施機関の補足説明及び質疑応答)
平成14年 9月24日 (第81回審査会)	審議
平成14年10月24日	答申